90-16-9371

慶應義塾大学ビジネス・スクール

東芝 2016 年

1「不適切会計」

1.1 証券取引等監視委員会の報告命令

2015 年 2 月 12 日、株式会社東芝は、証券取引等監視委員会から金融商品取引法第 26 条にもとづく報告命令と工事進行基準等について開示検査を受け、この「不適切会計」について、社内調査を開始した[1]。東芝は、報告命令を受けたとき、そのことを公表しないように当局から要請されたため、この事実をしばらくのあいだ公表していなかった。当局による報告命令の背後には、証拠書類を持ち込んだ内部告発者の存在があったといわれている[2]。また、真偽のほどはわからないが、当時の西田厚聰（あつとし）相談役と佐々木則夫副会長の対立による派閥争いの結果、対立陣営を貶めようと画策し、証券取引等監視委員会への内部告発につながったという指摘もある[3]。

1.2 特別調査委員会の設置

社内調査の結果、2013 年度（2014 年 3 月期）の一部インフラ事業の工事進行基準の適用についてさらに調査が必要だと判明したため、2015 年 4 月 3 日、当時の室町正志取締役会会長を委員長とし、社外の弁護士・公認会計士を含む特別調査委員会を立ち上げて社内調査を進めることとした。

特別調査委員会の調査の過程で、一部インフラ事業の工事進行基準の適用において、工事原価総

[1] 株式会社東芝 第三者委員会、『調査報告書』、2015 年 7 月 20 日。
[2] 今沢真、『東芝不正会計｜底なしの闇』、毎日新聞出版、2016 年、33–34 ページより。
[3]「東芝『不正会計』刺し合いで泥沼」、『FACTA』、2015 年 7 月号。

このケースは、慶應義塾大学ビジネス・スクール教授 太田康広がクラス討議の資料として作成した。
本ケースは慶應義塾大学ビジネス・スクールが出版するものであり、複製等についての問い合わせ先は慶應義塾大学ビジネス・スクール（〒 223-8526 神奈川県横浜市港北区日吉 4 丁目 1 番 1 号、電話 045-564-2444、e-mail:case@kbs.keio.ac.jp）。また、注文は http://www.kbs.keio.ac.jp/ へ。慶應義塾大学ビジネス・スクールの許可を得ずに、いかなる部分の複製、検索システムへの取り込み、スプレッドシートでの利用、またいかなる方法（電子的、機械的、写真複写、録音・録画、その他種類を問わない）による伝送も、これを禁ずる。
Copyright© 太田 康広（2016 年 6 月作成）